



農業分野における外国人材の受け入れ

令和6年12月25日

経営局 就農・女性課



農林水産省

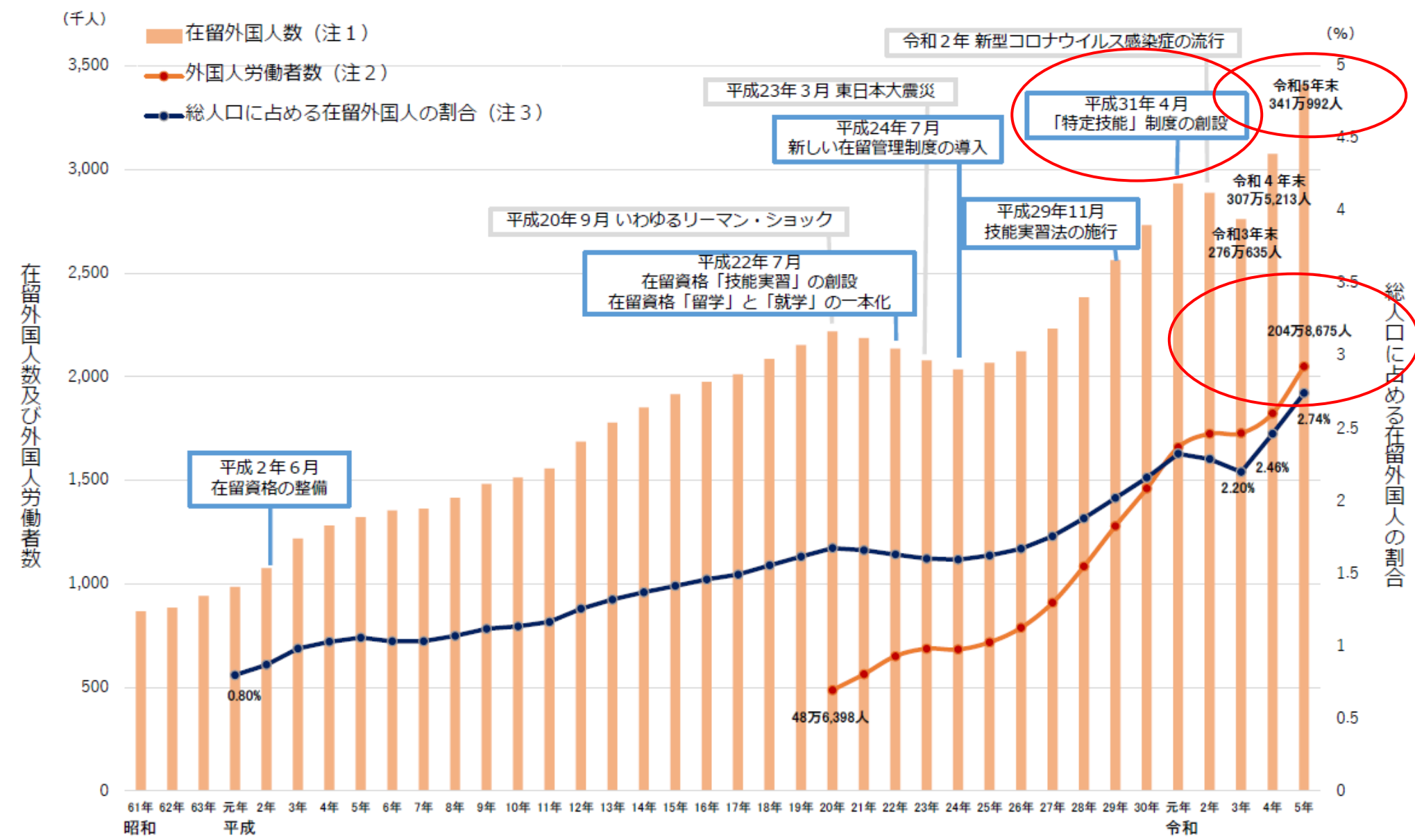


目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

<出入国在留管理庁資料>



(注1)平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2)厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)

(注3)総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空・宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注２）

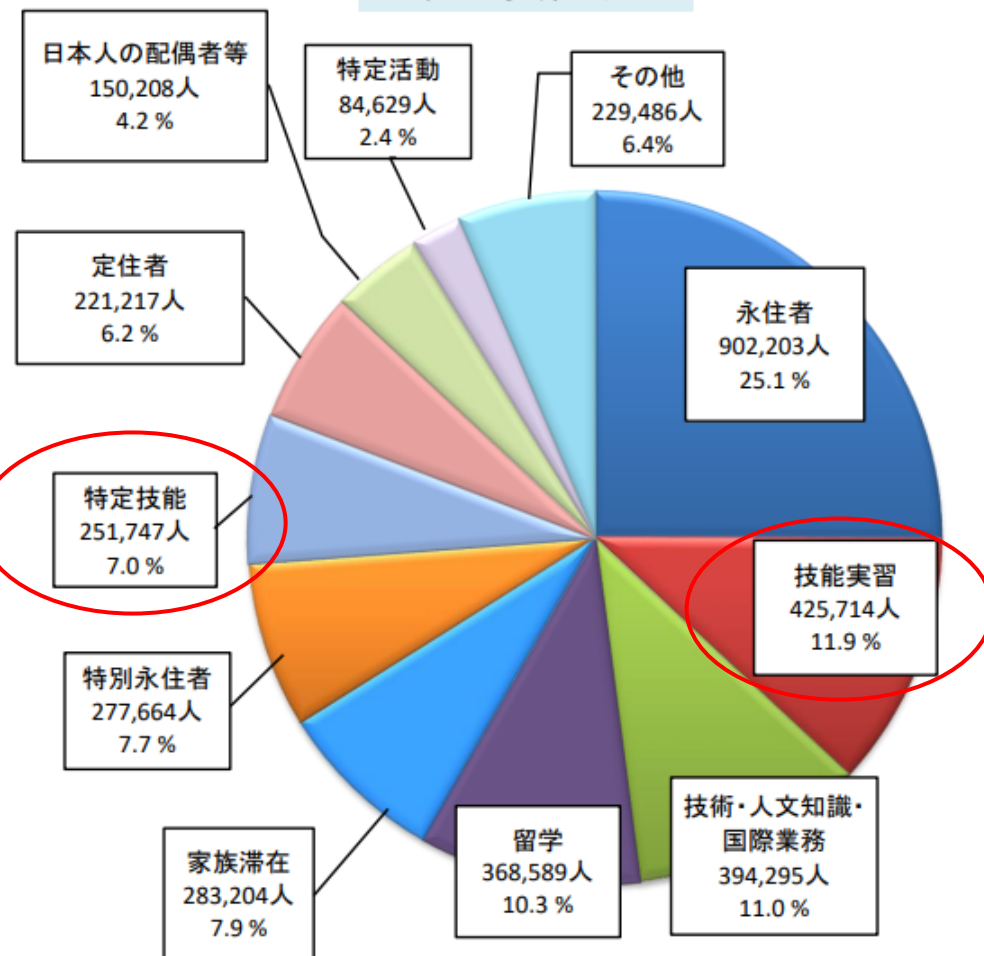
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

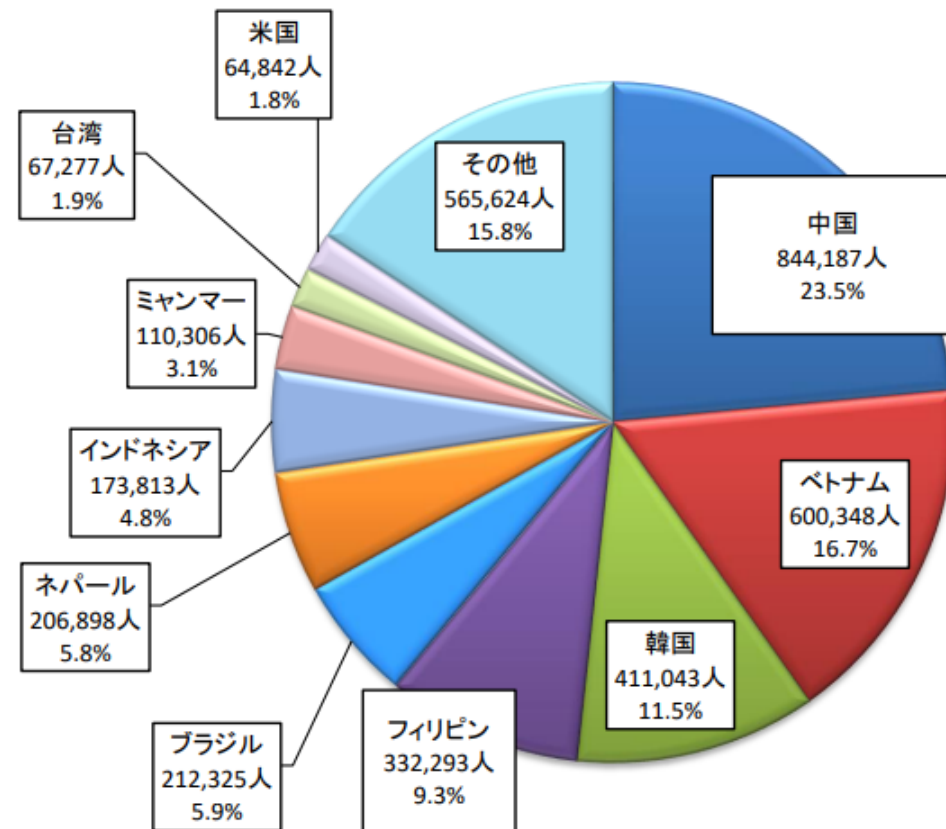
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（R6.6末） <出入国在留管理庁資料>

在留外国人数（総数） 358万8,956人

在留資格別



国籍・地域別



特定技能外国人の在留者数（全職種別）

特定技能1号

	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年6月末
総数	1,621	15,663	49,666	130,915	208,425	251,594
介護分野	19	939	5,155	16,081	28,400	36,719
ビルクリーニング分野	13	184	650	1,867	3,520	4,635
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業分野	429	3,208	9,802	27,725	40,069	44,044
建設分野	107	1,319	4,871	12,768	24,433	31,853
造船・船用工業分野	58	413	1,458	4,602	7,514	8,703
自動車整備分野	10	151	708	1,738	2,519	2,858
航空分野	-	13	36	167	632	959
宿泊分野	15	67	121	206	401	492
農業分野	292	2,387	6,232	16,459	23,861	27,786
漁業分野	21	220	549	1,638	2,669	3,035
飲食料品製造業分野	557	5,764	18,099	42,505	61,095	70,202
外食業分野	100	998	1,985	5,159	13,312	20,308

特定技能2号

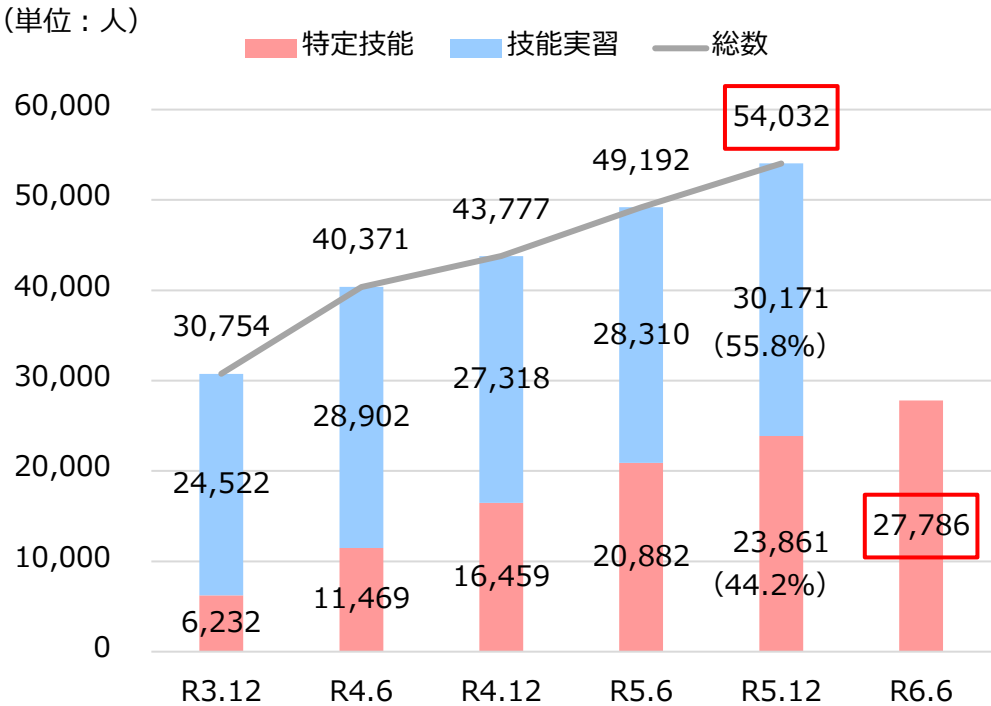
	令和4年6月末	令和4年末	令和5年6月末	令和5年12月末	令和6年6月末	令和6年8月末
総数	1	8	12	37	153	314
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業分野	-	-	-	1	23	45
建設分野	1	8	12	30	66	112
造船・船用工業分野	-	-	-	6	23	43
宿泊	-	-	-	-	-	1
農業分野	-	-	-	-	21	42
飲食料品製造業分野	-	-	-	-	11	41
外食業分野	-	-	-	-	9	30

(人)

農業分野の外国人材の受入れの状況（推移、国籍別）

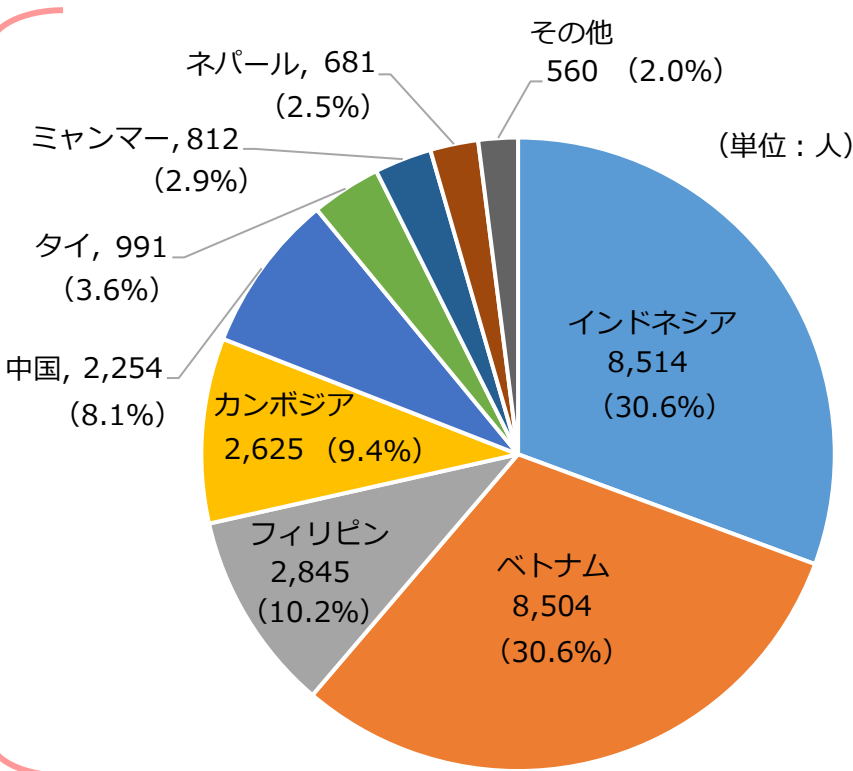
- 農業分野で働く技能実習生と特定技能外国人の総数は令和5年12月末時点で約5万4千人。
- 特定技能外国人数は令和6年6月末時点で約2万8千人となり、割合も年々増加。
- 国籍別ではインドネシア、ベトナム、フィリピン、カンボジアの順で多くなっている。

農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」（令和5年12月末現在）及び
出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和6年6月末現在）
を基に農林水産省で作成

特定技能外国人の国籍別内訳



資料：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和6年6月末現在）を基に農林水産省で作成

農業分野の特定技能Ⅰ号外国人の在留者数（都道府県別）

1	北海道	3,353	17	石川	52	33	岡山	289
2	青森	415	18	福井	71	34	広島	329
3	岩手	211	19	山梨	169	35	山口	69
4	宮城	137	20	長野	2,267	36	徳島	401
5	秋田	47	21	岐阜	376	37	香川	438
6	山形	60	22	静岡	600	38	愛媛	148
7	福島	184	23	愛知	1,099	39	高知	589
8	茨城	3,879	24	三重	267	40	福岡	927
9	栃木	846	25	滋賀	66	41	佐賀	167
10	群馬	1,544	26	京都	230	42	長崎	538
11	埼玉	379	27	大阪	74	43	熊本	1,983
12	千葉	1,587	28	兵庫	335	44	大分	578
13	東京	75	29	奈良	30	45	宮崎	582
14	神奈川	180	30	和歌山	74	46	鹿児島	1,220
15	新潟	224	31	鳥取	44	47	沖縄	457
16	富山	26	32	島根	67	総 数		27,786

※ 未定・不詳（手続中など） 103を含む

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

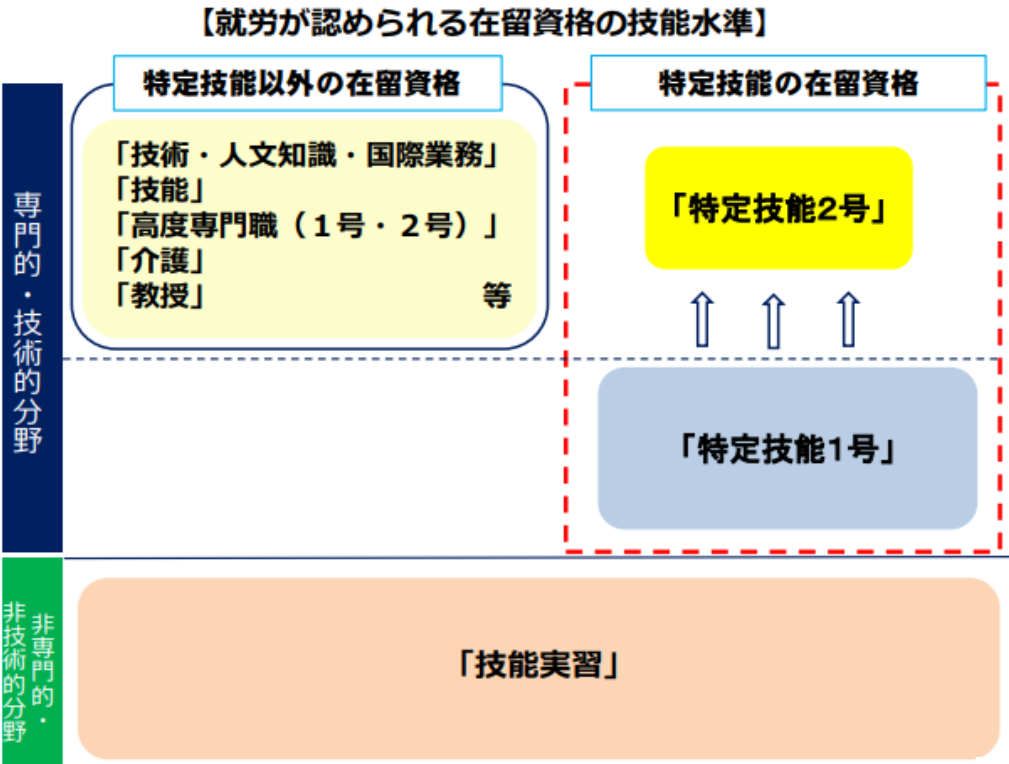
農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能1号」、「特定技能2号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上 帰国させる必要	特定技能1号：通算5年(1年を超えない範囲の在留期間を更新) 特定技能2号：上限なし(3年、1年又は6月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な 業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業 の実習も可能	特定技能1号：耕種農業全般(栽培管理、集出荷・選別等) 畜産農業全般(飼養管理、集出荷・選別等) 特定技能2号：1号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪 作業等)に付随的に従事することも可能
技能水準	—	特定技能1号：相当程度の知識又は経験を必要とする技能 特定技能2号：熟練した技能 ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、1号は、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力 の水準	—	特定技能1号：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有する ことを基本 ※日本語能力試験(N4以上)及び「日本語教育の参照枠」A2相当以上の水準等。 ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入 れ主体 (雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って 実習を実施することも可能	・直接雇用(農業者等) ・労働者派遣(派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者)
在留者数	30,171人 (令和5年12月末現在 入管庁公表)	27,807人 (令和6年6月末現在 入管庁公表)

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：262,769人（令和6年8月末現在、速報値）
 - 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：314人（令和6年8月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）
（「自動車運送業」は分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。）

特定技能1号のポイント	
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント	
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



特定技能外国人受入れまでのプロセス

➤ 1号特定技能外国人を受け入れるプロセスは、大きく分けて2つのステップ

✓ ステップ①

雇用契約の締結
支援計画の作成
農業特定技能協議会への申請
※既に協議会に加入している場合は申請不要

✓ ステップ②

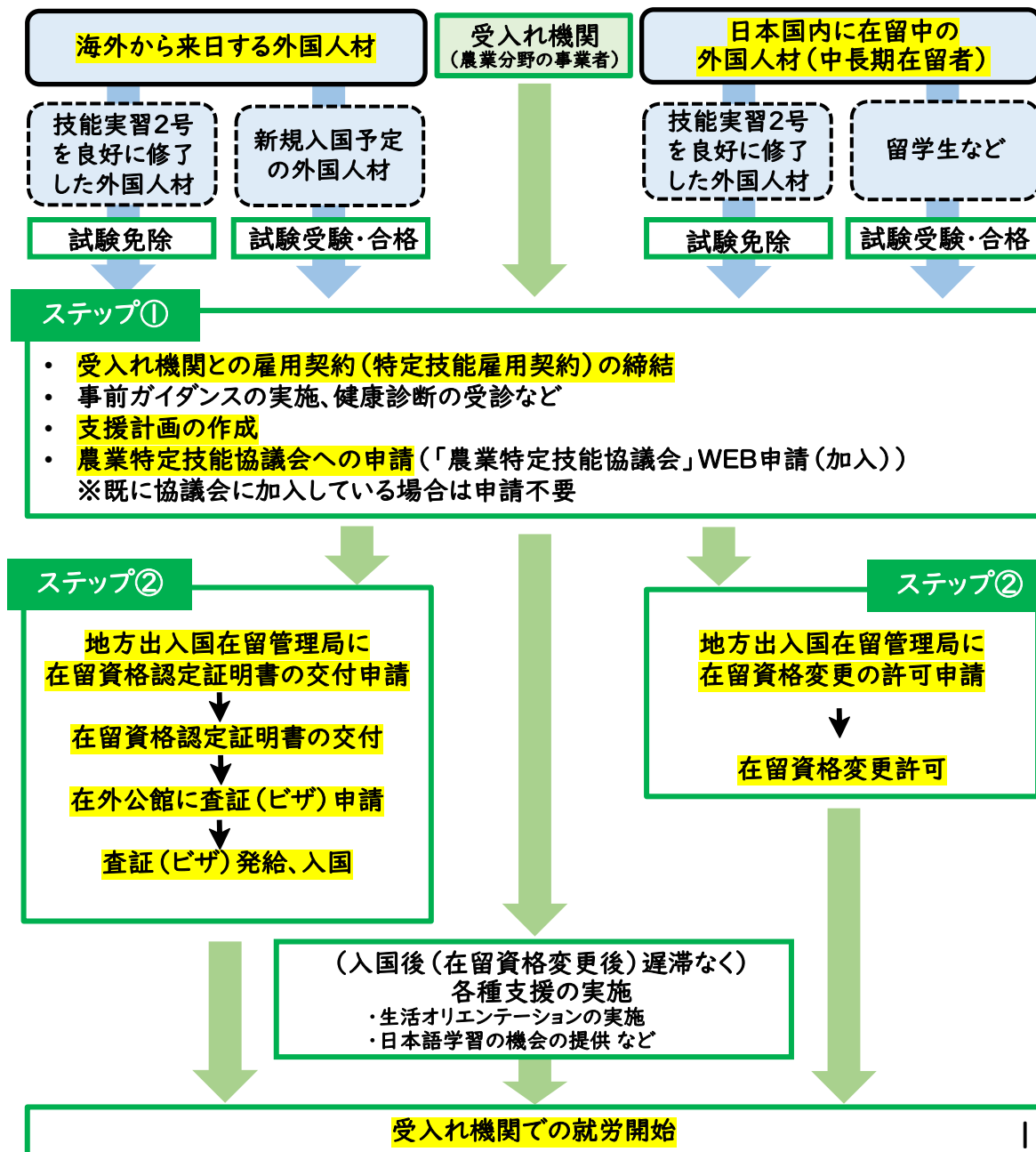
地方出入国在留管理局への申請

➤ 2号特定技能外国人を受け入れる場合は、事前ガイダンスの実施や支援計画の作成など、一部手続きが不要

出入国在留管理庁資料



https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanriU6_00103.html



令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数**として運用する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定**を受ける）。

監理支援機関の 許可制度

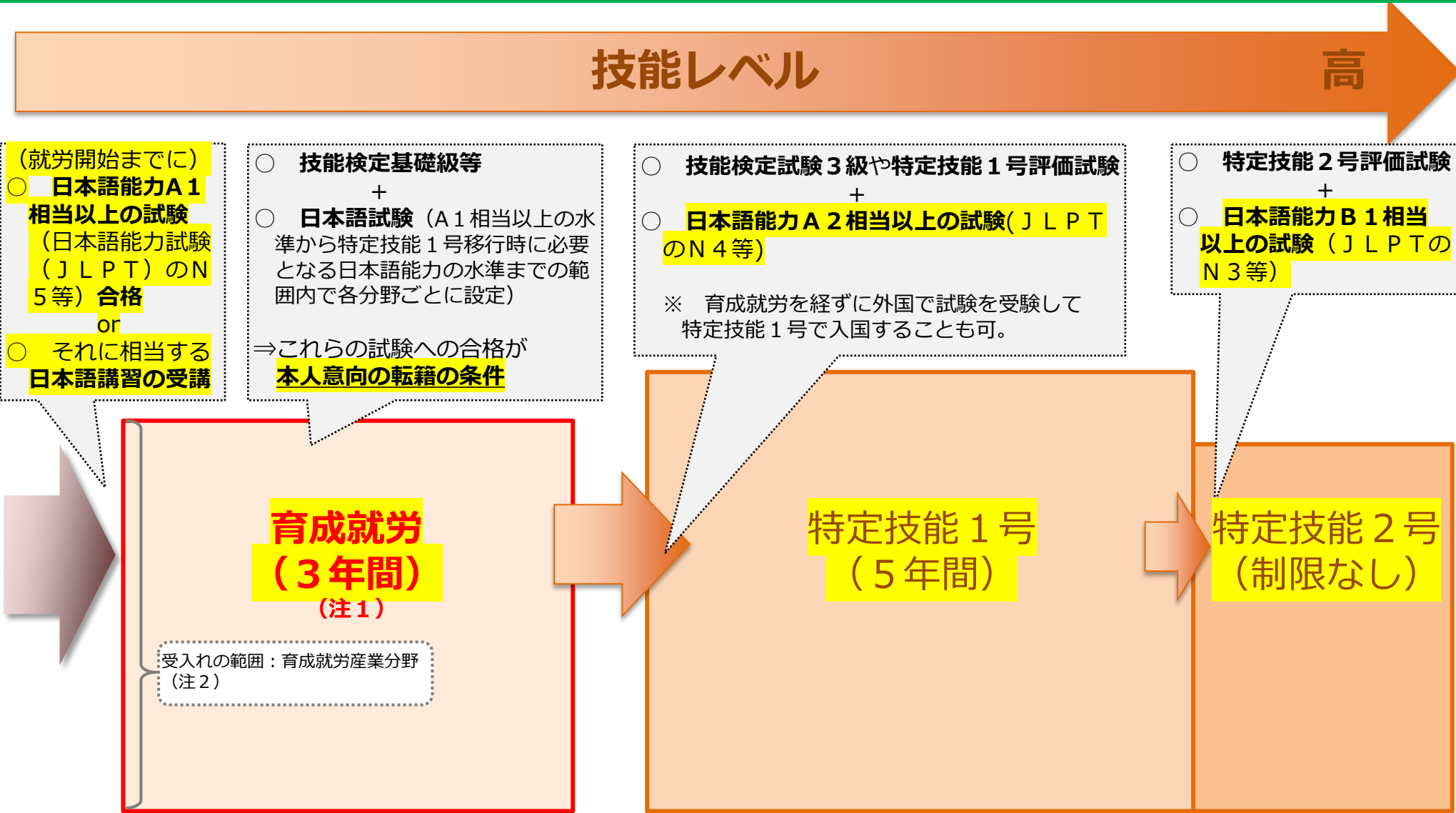
（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあつせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。

・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ <出入国在留管理庁・厚生労働省資料>

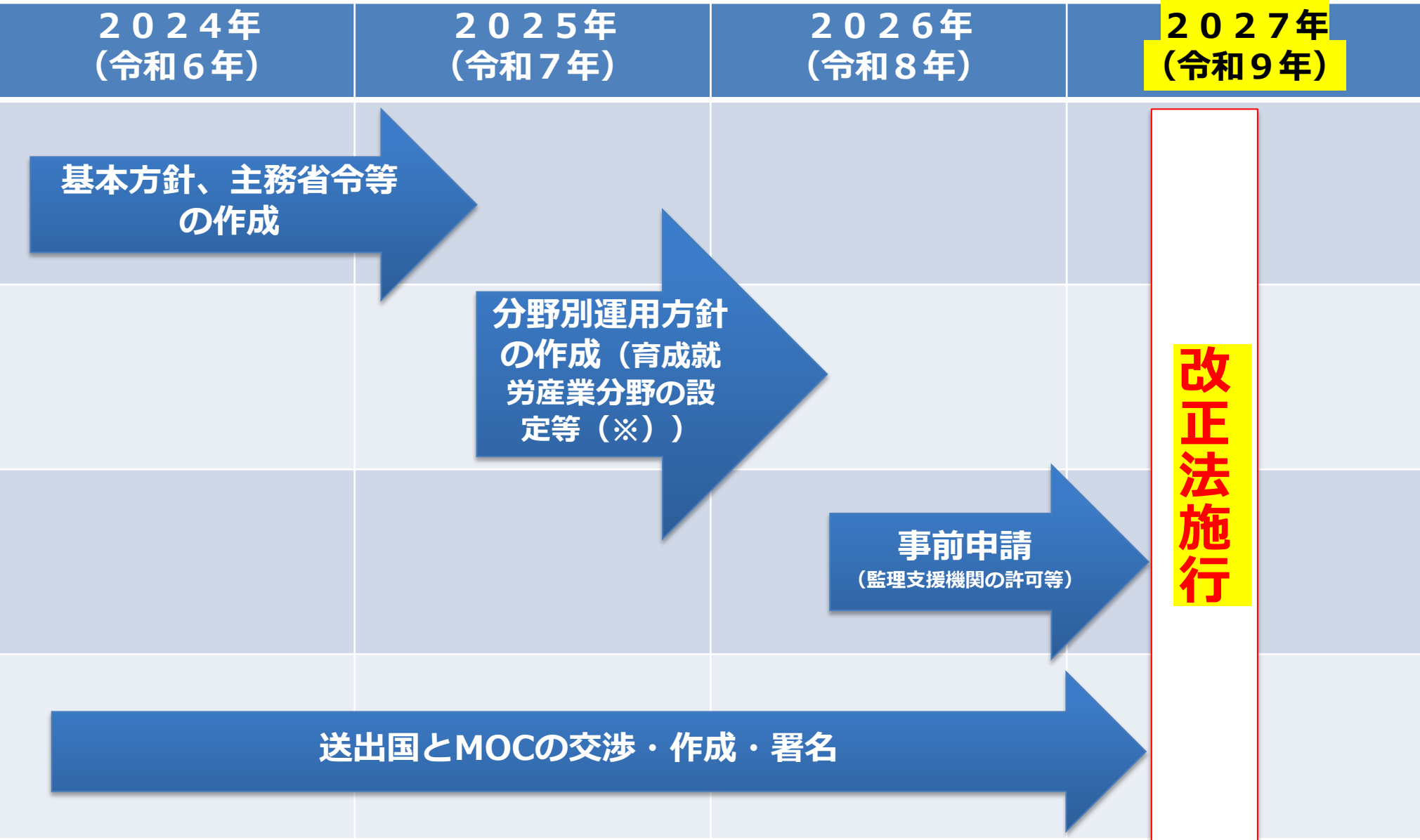


(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

施行までのスケジュール(予定)

<出入国在留管理庁・厚生労働省資料>



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

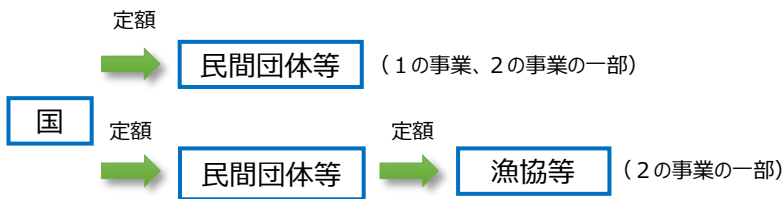
2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

3. (令和5年度補正予算) 働きやすい環境づくり緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

上記1、2のほか、農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**及び国内の外国人材に対して、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供に取り組む際に必要な**カリキュラム・コンテンツの開発や講習会開催等**の取組を支援します。

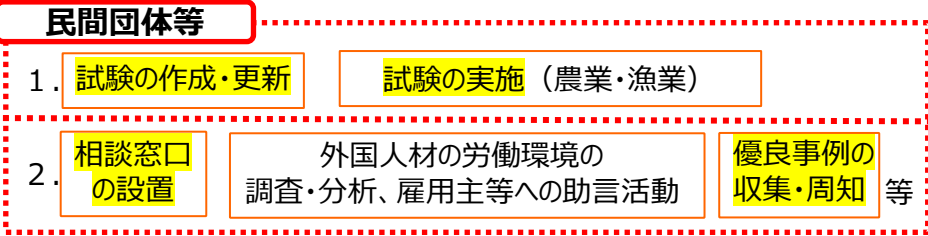
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

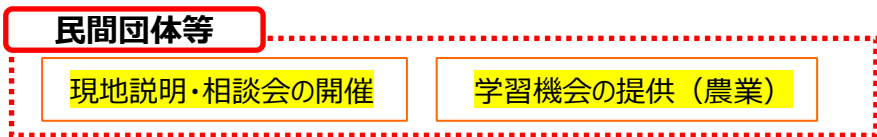
○ 令和6年度予算

- 1. 日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施
- 2. 外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等



○ 令和5年度補正予算

- 1. 海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催
- 2. 国内の外国人材への学習機会の提供



【お問い合わせ先】

(農業分野)	経営局就農・女性課	(03-6744-2159)
(漁業分野)	水産庁企画課	(03-6744-2340)
(飲食料製造業分野)	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	(03-6744-1869)
(外食業分野)	外食・食文化課	(03-6744-2053)

＜対策のポイント＞

女性や外国人材も含め、能力を発揮しつつ安心して働くことができる環境を整備するために、**就労条件の改善**や**他産地・他産業との連携**等による**労働力確保の推進**、**雇用就農を促進するための資金の交付**、**女性の就農環境改善・活躍推進**、**外国人材の呼び込み体制の強化**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農業分野における労働環境の改善
- 女性の農業経営や地域の方針策定への参画の推進
- 40代以下の農業従事者の拡大
- 農業分野における外国人材の確保

＜事業の内容＞

1. 雇用体制強化事業

(1) 就労条件改善タイプ

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、**就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善**のための取組を支援します。

※ 関係機関（都道府県・市町村・JA等）＋農業経営体3者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合、1者以上）

(2) 産地間連携等推進タイプ

繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等により**産地の労働力確保を推進する取組**を支援します。

2. 雇用就農緊急支援資金

農業法人等が**49歳以下の就農希望者を新たに雇用し**、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。

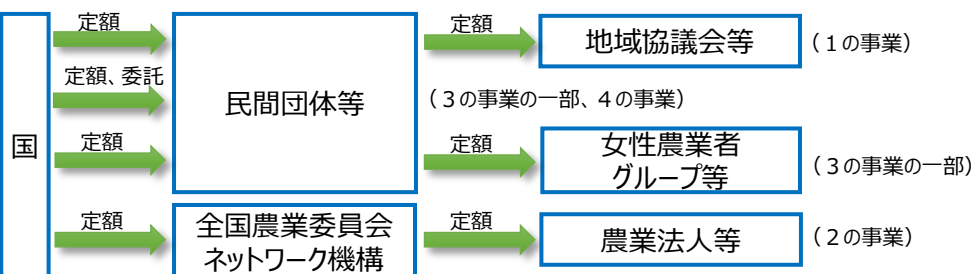
3. 女性の就農環境改善・活躍推進に対する支援

女性が働きやすい環境の整備、**全国女性リーダー育成研修の実施**等を支援します。

4. 外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

外国人材の呼び込みのための**現地説明・相談会**や中長期的な活躍に向けた**外国人材の育成**の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

女性や外国人材も含め、能力を発揮しつつ、安心して働くことができる環境の整備

就労条件の改善

- 就業規則（労働時間、休憩・休暇、賃金等）の策定・見直し
- 労働負荷削減のための作業工程の見直しや作業マニュアルの策定
- 人事評価制度の導入 等



女性の就農環境改善・活躍推進

- 女性が働きやすい環境整備（男女別トイレや更衣室等の確保）
- 全国女性リーダー研修の実施 等



労働力確保の推進

- 繁忙期の異なる他産地・他産業との連携
- 労働力募集アプリの活用を促すためのPR資料の作成や研修会の開催 等



外国人材の呼び込み

＜現地説明・相談会の実施＞

- 海外教育機関等と連携し、日本の農業現場での就労意欲の喚起を図るための説明・相談会



＜学習機会の提供＞

- 農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施



令和6年度における外国人材の確保に向けた海外ジョブ・フェアの展開

- 農業分野の特定技能試験実施国において、日本の農業現場への就労意欲の喚起、特定技能試験の受験の促進を図るため、令和5年度から、現地説明・相談会（「海外ジョブ・フェア」）を開催。
- 令和6年度は、5か国で開催（インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナム）。
※インド、カンボジア、ネパールは終了
- 事業実施主体は（一社）全国農業会議所

インドネシア

※OSセルジャナヤ社と調整中

- 開催都市
ジョグジャカルタ
- 開催日程
2025年2月頃
- 現地参加者
・ 高等教育機関等の在学生・卒業生等



ベトナム

※JICAプロジェクトと連携し、ベトナム国立農業大学で実施予定

- 開催都市（予定）
ハノイ
- 開催日程（予定）
2025年3月
- 現地の参加者
高等教育機関等の在学生・卒業生等



【参考①】インドにおける開催概要（令和6年8月26日～27日）

1 開催地

- ・ナガランド大学農業科学スクール（26日）
- ・Zone Niathu by The Park（27日）

2 参加者

- ・会場：約300名 ※2日間合計
- ・オンライン：約60名



ディマプール

【ポイント】

- ・少なくとも参加した4社で18名の内定が決まるなど、採用につながるケースもみられた。
- ・会社説明時にキャリアアップについて明確に説明していた受入れ機関は、個別相談会で学生が多く集まっていた。
- ・参加した学生から受入れ機関に対し具体的な労働条件を確認するなど高い関心が示された。
- ・他エリアでも継続的な開催の要望あり。
- ・インド国内のネット記事に掲載

3 参加した日本の農業経営体（8社）

4 現地説明・相談会の内容

- ① 日本の農業の働く現場のビデオ視聴
- ② 技能実習・特定技能制度に関する説明
- ③ 日本側参加農業経営体からのプレゼン
- ④ 日本側参加経営体とインド人材との個別相談会

- ・今回の地域は、宗教上のタブーもなく日本人に近い雰囲気でもあり、親和性を感じた。
- ・インド人材は、農業分野の希望者が多く、英語が話せることなどに魅力を感じた。数十人単位で受入れを検討したい。



説明会の様子（8月26日）



説明会の様子（8月27日）



農業を志望する生徒（送出し機関ARMS）



学生に囲まれる経営者の様子

【参考②】カンボジアにおける開催概要（令和6年10月29日～31日）

1 開催地

- ・カンボジア日本人材開発センター（29日）
- ・プレックリープ国立農業研究所（30日）
- ・カンボジア王立農業大学（31日）



カンボジア日本人材開発センター

2 参加者

- ・会場：約400名※3日間合計

3 参加した日本の農業経営体・監理団体（2社） ビデオメッセージの提供 日本の農業者（2者）

4 現地説明・相談会の内容

- ① 日本の農業現場のビデオ視聴
- ② 技能実習・特定技能制度に関する説明
- ③ 帰国実習生の事例発表
- ④ 日本側の農業経営体からのプレゼン・個別相談会

【ポイント】

- ・日本のレンコン農家で5年間実習し、帰国後カンボジアでレンコンの会社を立ち上げた元技能実習生から、参加者に向けて日本での過ごし方や日本語の勉強方法等についてアドバイス。
- ・参加した学生からは、技能実習と特定技能の賃金の違い等について質問が寄せられた。

【参加した農業経営体の声】

- ・相談ブースで、当社の業務に興味を示し働きたい意欲を示してもらえてよかった。
- ・今後、カンボジア人を中心に外国人材を積極的に採用したい。



説明会の様子（10月31日）



相談会の様子（10月29日）



日本での就労に興味を示す生徒（王立農業大学）

農業分野において外国人材向けのユーザビリティを向上

外国人材からの相談対応

・外国人材からの相談に対応したLINEチャット・チャットボットを設置

・チャットボットの内容で解決できない相談内容については、チャットからそのまま電話が可能。

LINEの友達追加はコチラ



＜対応言語＞
やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、シンハラ語、ネパール語
※LINEチャットは、やさしい日本語のみ

外国人材受入の優良事例集

・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業者等の優良事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載

・令和6年度版については、英語、ベトナム語、インドネシア語に翻訳予定



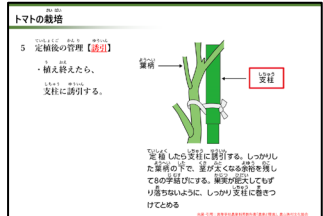
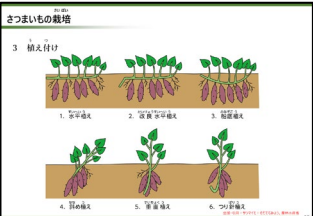
＜対応言語＞
日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語

学習用eラーニング

・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎を学ぶことができるeラーニングシステムを作成・公開予定

・テキストは多言語翻訳版を作成し、動画授業は、やさしい日本語で行う

【テキスト例】



eラーニング登録はコチラ



労働安全衛生リーフレット

・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成



農作業安全



熱中症対策



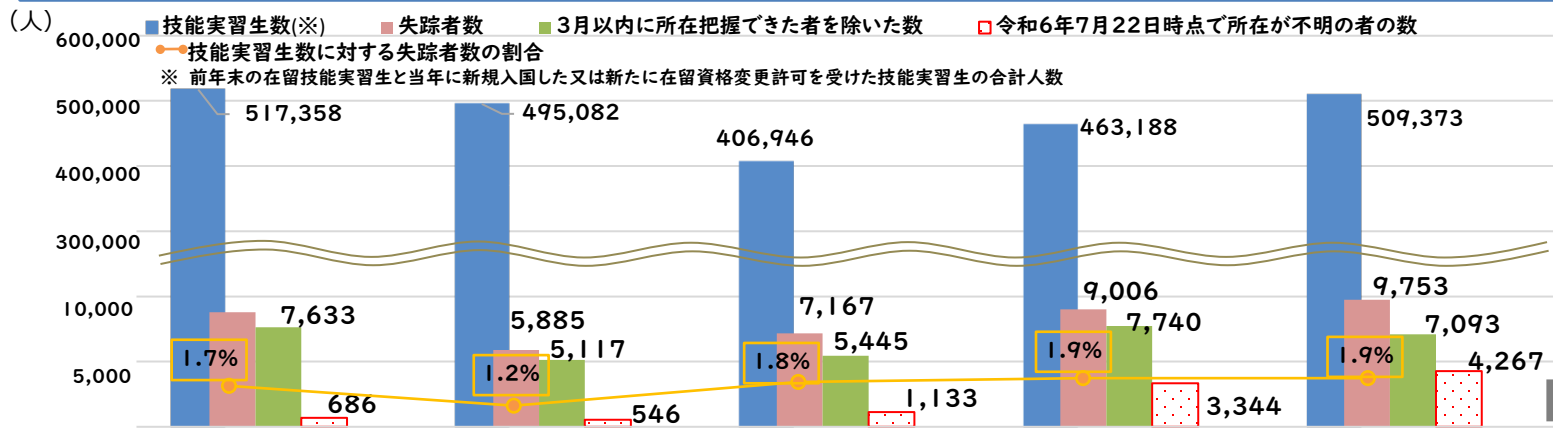
＜対応言語＞
日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語
クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語
※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシのみ

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

技能実習生の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまでで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



令和元年から令和5年までの失踪者のうち、令和6年7月22日時点で所在が不明の者

9,976人

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
総 計	8,796	7,633	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093
ベ ト ナ ム	6,105	5,515	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920
ミ ャ ン マ ー	347	174	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5
中 国	1,330	1,148	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703
カン ボ ジ ア	462	303	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565
インドネシア	307	290	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611
フィリピン	85	69	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69
モ ン ゴ ル	42	41	36	33	31	25	55(1.7%)	45	49(1.3%)	39
タ イ	61	52	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30
バングラデシュ	17	7	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20
ラ オ ス	16	15	3	3	8	8	11(1.2%)	11	7(0.5%)	6
そ の 他	24	19	34	26	16	14	54(1.4%)	48	137(2.1%)	125

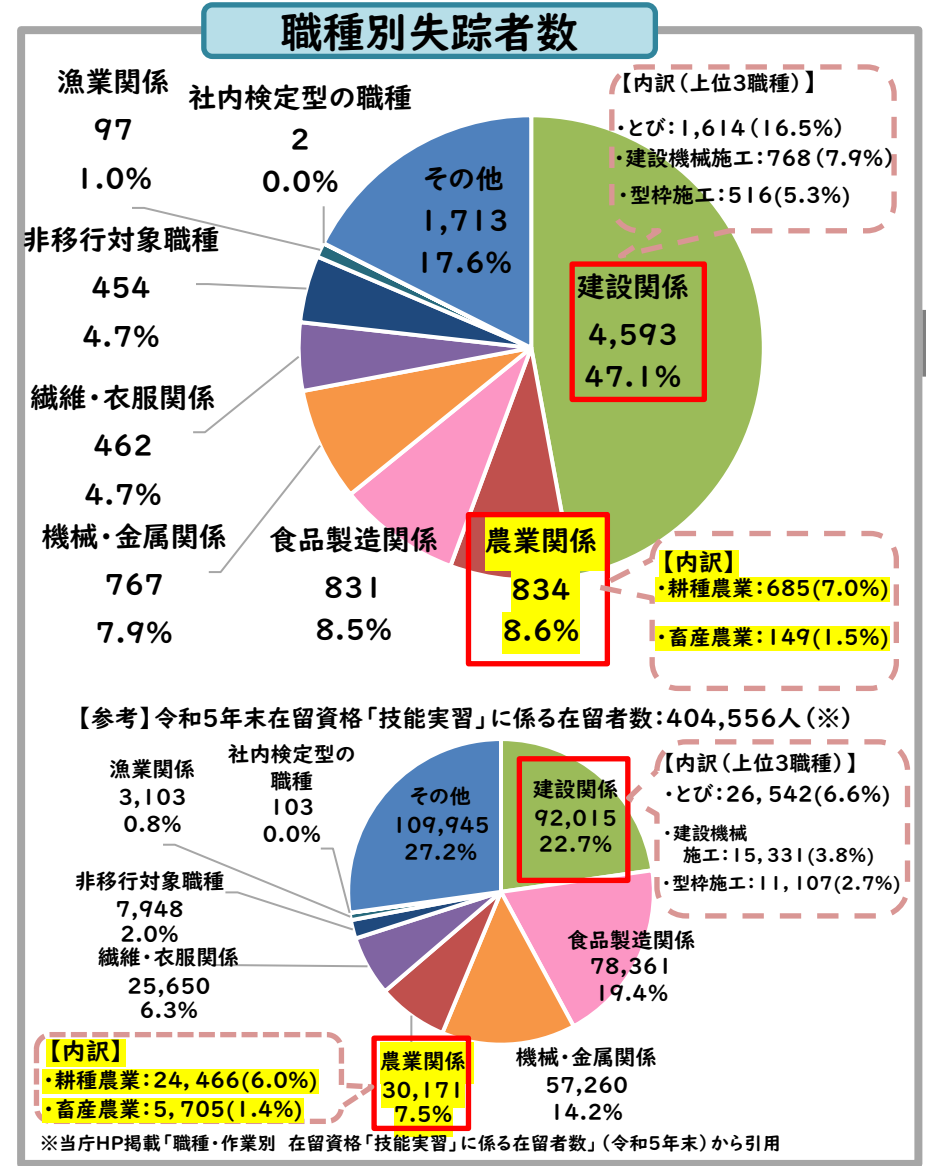
失踪技能実習生数 ①【累計】	40,607
所在が判明した者 ②【累計】	30,631
把握率 ②／①	75.4%
所在が不明の者 ①－②	9,976

詳細は6ページ参照

注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値 ※かつこ内は、国籍ごとの技能実習生数に対する失踪者数の割合

建設及び農業関係職種技能実習生に係る失踪者の発生状況と対応 <出入国在留管理庁資料>

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い。
- 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。



業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

【参考】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

<出入国在留管理庁資料>

○ 令和5年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、また、在留者数と比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		
				①÷②	在留者数・・・②					①÷②	在留者数・・・②	
北	海	道	316	2.2%	14,157	滋	賀	県	124	2.1%	5,882	
青	森	県	89	⑤ 3.0%	2,948	京	都	府	132	2.3%	5,752	
岩	手	県	97	2.8%	3,460	大	阪	府	② 730	② 3.6%	20,555	
宮	城	県	100	1.9%	5,161	兵	庫	県	279	2.1%	13,548	
秋	田	県	37	2.2%	1,699	奈	良	県	63	2.1%	3,063	
山	形	県	65	2.6%	2,540	和	歌	山	県	36	2.0%	1,777
福	島	県	115	2.5%	4,633	鳥	取	県	57	④ 3.2%	1,767	
茨	城	県	394	2.4%	16,659	島	根	県	30	1.4%	2,095	
栃	木	県	158	1.8%	8,587	岡	山	県	187	1.9%	9,641	
群	馬	県	213	2.0%	10,463	広	島	県	397	2.6%	15,040	
埼	玉	県	⑤ 482	2.1%	22,592	山	口	県	142	2.8%	4,997	
千	葉	県	④ 516	2.5%	20,842	徳	島	県	77	2.8%	2,765	
東	京	都	③ 598	① 4.1%	14,725	香	川	県	126	2.2%	5,771	
神	奈	川	455	2.7%	17,100	愛	媛	県	136	2.0%	6,660	
新	潟	県	122	2.4%	5,005	高	知	県	50	2.5%	1,962	
富	山	県	162	2.7%	6,047	福	岡	県	463	3.0%	15,445	
石	川	県	115	2.2%	5,176	佐	賀	県	68	2.1%	3,219	
福	井	県	103	2.2%	4,684	長	崎	県	107	③ 3.3%	3,256	
山	梨	県	68	2.6%	2,651	熊	本	県	221	2.4%	9,064	
長	野	県	130	2.1%	6,163	大	分	県	127	2.7%	4,768	
岐	阜	県	279	1.9%	14,879	宮	崎	県	102	2.4%	4,225	
静	岡	県	311	2.1%	14,653	鹿	児	島	県	168	2.6%	6,400
愛	知	県	① 783	2.1%	37,384	沖	縄	県	78	2.8%	2,811	
三	重	県	145	1.3%	11,007	総	計		9,753	2.4%	403,678	

農林水産省の取組

◆ 相談窓口の設置（外国人受入総合支援事業）

- ・ 株式会社JTBが外国人材・事業者向けに13言語に対応した相談窓口を運営
- ・ 新たにLINEチャット・チャットボットの運用を開始
- ・ 失踪防止や不法就労防止に関する働きかけを特に強化

◆ 受入れ農家等への周知

- ・ 特定技能地域協議会の構成員である受入農家等に対して、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレットを配布・周知

◆ 都道府県・市町村等への周知

- ・ 都道府県及び市町村の外国人担当窓口(約1,100)を登録し、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレット等を配布・周知
- ・ JA系統、農業委員会系統、日本農業法人協会にも傘下会員に対し周知を依頼

◆ 適切な労務管理の分析・とりまとめ(農水省の広報資料)

- ・ 農水省の補助事業により、以下の資料を作成
 - ① 外国人材を雇用する際の労務管理上の注意事項等をまとめたマニュアル
 - ② 処遇や労務管理等の好事例をまとめた優良事例集
- ・ 併せて全国9ブロックにおいて受入農家等に直接説明

◆ 失踪防止セミナーの開催

- ・ 令和6年度は関東地域や東海地域において失踪防止セミナーを開催（会場はさいたま市、名古屋市）
- ・ セミナーでは、失踪事例に基づいた事案発生後の対応や再発防止について紹介するなど外国人材受入れに係る適切な配慮を啓発

農業者等に提供している資料リスト (出入国在留管理庁)

◆ 技能実習生の失踪者の状況(データ)

出入国在留管理庁が技能実習制度及び特定技能制度における、失踪者数の推移を公表（職種別・国籍別のデータ等）

◆ 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策、②技能実習生を失踪させないための施策、③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組(事業者向け)

受入れ機関を対象に、失踪が発生してしまった場合に行う対応や失踪を発生させないために配慮すべきこと等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組(外国人向け)

外国人を対象に、①来日前の確認事項、②「こうかんノート」の活用、③乱暴防止、④危険な誘いなどの各種リーフレット

◆ 不法就労防止の啓発(事業者向け)

外国人を雇用する事業主向けに、不法就労となるケース、法令上の罰則、外国人を雇用した際の届出等を掲載併せて、在留カードの真偽判断のポイントについても注記

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

農業分野における特定技能外国人の派遣形態による受入れ

- 農業分野では季節性による作業の繁閑など特有の事情があるため、**派遣形態での受入れが可能**となっている。
- 派遣事業者は、Ⅱの4つの要件いずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者。
現在27社（令和6年8月末時点）が該当。

Ⅰ 労働者派遣形態により受け入れる必要性 （農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針）

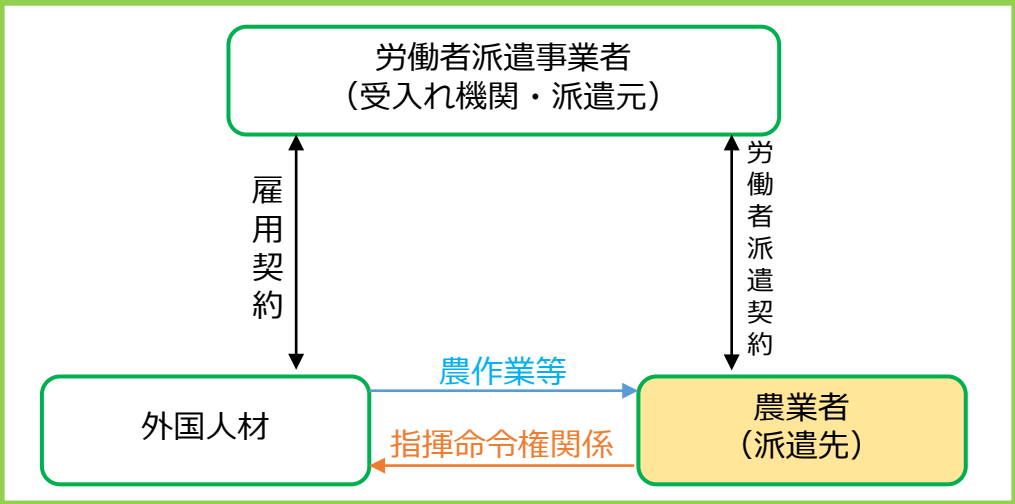
農業分野においては、

- ① 冬場は農作業ができないなど、**季節による作業の繁閑がある**、
- ② 同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の**農作業のピーク時が異なる**といった特性があり、**農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通**といった**農業現場のニーズに対応する必要がある**

Ⅱ 派遣事業者の要件 （特定技能基準省令第2条第1項第9号イ）

- 以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者
- ① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
 - ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
 - ③ 業務執行に実質的に関与していると認められる者が地方公共団体の職員又は①に掲げる者等
 - ④ 国家戦略特区法に規定する特定機関であること

（参考1）特定技能外国人の派遣形態



（参考2）特定技能外国人の派遣形態での受入れ事例

YUIME株式会社

- 東京都港区、沖縄県那覇市
- 主な派遣先:北海道、四国、九州・沖縄
- 外国人材:特定技能1号人材 600名
特定技能2号人材 16名
(令和6年9月末時点)

<特徴的な取組>

- ・2013年～農業繁忙期に特化した派遣事業を沖縄から開始
- 2017年～全国産地間連携を開始

沖縄:サトウキビ12月～,九州:茶3月,北海道:馬鈴薯6月～,四国:みかん10月～

練度を高めていることでマネージャー、リーダー体制を構築
生産性の高いチーム作りにより生産農家の維持・拡大を強く推進
2024年より農業分野における特定技能2号人材を育成

農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、**業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与**することができるよう活動を行う。

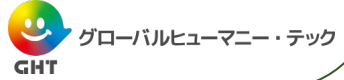
特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、**人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進**する。

構成員

派遣事業者 10社

- ・YUIME株式会社（事務局）
- ・株式会社アルプスアグリキャリア 
- ・株式会社グロップ
- ・PERSOL Global Workforce株式会社 

【オブザーバー】（一社）全国農業会議所

- ・株式会社ジョブズ・エル 
- ・株式会社ワークマネジメント 
- ・株式会社HRC 
- ・株式会社Mプランニング 
- ・スタッフ・パートナーズ株式会社 
- ・株式会社グローバルヒューマニー・テック 

主な活動

【これまでの取組】

- 令和6年4月 コンソーシアム発足
- 令和6年10月 人権保護方針の策定、公表

【今後の取組予定】

- ・人権デューディリジェンス（DD）に係る取組の具現化
- ・人権DDの周知徹底と適切な実行
- ・特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

特定技能派遣事業者コンソーシアム「人権保護方針」概要

第1 はじめに

◇人権保護方針の位置付け

- ・農業分野で特定技能外国人材の派遣を認められた労働者派遣事業者が、相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行うことにより、農業経営者、農業関係事業者、外国人材等から信頼と賛同を得て、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指す。
- ・関係するビジネスパートナー（派遣先の農業経営体等）などすべての人々に対して、コンソーシアムの信念や見解を共有するために人権保護方針を策定。

◇人権保護方針の適用範囲

- ・本コンソーシアムの構成員である派遣事業者に所属する全ての役員及び農業分野の特定技能外国人を含む従業員
- ・派遣先の農業経営体をはじめとしたビジネスパートナーに対しても方針を遵守いただくことを期待。

第3 推進方法

◇人権DD（デューディリジェンス）

- ・構成員それぞれが人権に対する負の影響を特定・評価し、負の影響を防止・軽減するための措置を講じる。

◇是正・救済

- ・人権への負の影響を受けた外国人材等の視点に立ち、適切な手続きにより是正・救済を行う。
- ・外国人材等が人材に関する相談・通報ができる体制を整備する。

◇ステークホルダーとの対話

- ・対話を通じて人権に対する負の影響の把握と改善を行う。

◇人権保護方針の理解促進

- ・構成員企業内のみならず、関係するビジネスパートナー等への啓発を継続的に行う。

第2 人権保護方針

◇国際的に認められた人権の尊重

- ・「国際人権章典」、ILO宣言に規定されている原則に表明されている人権並びに関連する法令における人権を尊重。

◇人身取引・強制労働の防止

- ・人身取引及び強制労働を禁止し、これらを知った際は適切な対応に努める。

◇差別及びハラスメントの禁止・防止

- ・人種、民族、言語、文化など不合理な差別及びハラスメントを行わず、ビジネスパートナーを含むすべての人々に対して差別及びハラスメントの禁止・防止を求める。

◇プライバシーの尊重

- ・外国人材のプライバシーの権利を尊重し法令に従った取り扱いとし、すべての個人データを適切な方法で管理する。

◇労働条件の確保

- ・外国人材の派遣先での処遇等については関係法令を遵守し、外国人材に対して労働条件を説明する際は、母国語などの言語で適切に説明する。

◇安全衛生環境の整備

- ・外国人材の労働環境及び生活環境において、必要な配慮が日本人同様に行われているか確認し、不具合がある場合は改善を図る。

◇理解の促進

- ・外国人材の宗教や文化の違いによる行動について理解醸成を図る。
- ・外国人材に対して、日本の文化や習慣への理解を促進する。

Q&A よくあるご質問

Q1 初めて特定技能外国人を受け入れる際、どのような手続きが必要でしょうか？

- 次の業務を行う農業事業者等が特定技能外国人を受け入れ可能です。
 - ① 耕種農業(栽培管理、集出荷・選別 ※栽培管理は必須業務)
 - ② 畜産農業(飼養管理、集出荷・選別 ※飼養管理は必須業務)
- 労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験が必要です。
- 農林水産省が設置する「農業特定技能協議会」への加入が必要です。
- なお、外国人材は、技能試験と日本語試験(N4相当)への合格が必要です。

Q2 農業特定技能協議会には、どのタイミングで加入すればよいですか？

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合は、事前に協議会の加入が必要です。既に加入されている場合は、再度加入する必要はありません。

Q3 協議会への加入手続きについて教えてください？

- 農業特定技能協議会への加入については、下記の入力フォームから申請ください。
<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/kanyuu.html>
- 申請から1~2週間程度で、担当者のメールアドレスに対して、「加入通知書」が送付されます。2回目以降の受け入れの際にも必要となるため、大切に保管ください。

Q4 派遣形態で受け入れるための要件は何ですか？

- 労働派遣事業者は、次の①~④の要件のいずれかに該当し、かつ、出入国在留管理庁と農林水産省の協議の上適当と認められることが必要となります。
 - ① 農業又は農業に関連する業務を行っている者(以下「農業関係者」という。)であること
 - ② 地方公共団体又は農業関係者が資本金の過半数を出資していること
 - ③ 地方公共団体の職員又は農業関係者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は農業関係者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること
 - ④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する「特定機関」であること

Q5 技能試験はどこで受験できますか？

- 1号農業技能試験は、海外12カ国(フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、スリランカ、インド、ウズベキスタン、バングラデシュ)で月1回以上開催しており、国内では47都道府県で月1回以上開催されています。
- 2号農業技能試験は、国内で2月に1回程度の頻度で開催されています。

Q6 技能試験の日程はどこから確認できますか？

- 1号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「1号農業技能測定試験はこちら」から「国別試験情報」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat1/exam>
- 2号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「2号農業技能測定試験はこちら」から「予約受付サイト」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat2>
- なお、再度受験する場合は、前回の試験日の翌日より起算して45日間は同じ試験を受けることができません。

Q7 試験結果はいつわかりますか？

- 試験終了時の画面に試験結果が表示されます。
- 結果通知書は試験終了から5営業日以内に、予約サイトで確認できます。

Q8 特定技能外国人は、選果業務に従事することはできますか？

- 特定技能外国人は、主たる業務として「栽培管理(飼養管理)、農産物(畜産物)の集出荷・選別等」に従事することができます。そのため、選果業務に従事していただくことは可能です。
- ただし、栽培管理業務が必須なため、選果業務のみに従事することはできません。

Q9 特定技能外国人材に冬場の除雪作業等にも従事することは可能でしょうか？

- 農業分野の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売作業、冬場の除雪作業等)であれば付随的に行うことが可能です。
- この場合にも「栽培管理(飼養管理)、農産物(畜産物)の集出荷・選別等」を主たる業務とする必要があり、栽培管理(飼養管理)は必須となります。

Q10 特定技能外国人を雇用する際の労務管理上の注意点は何か？

- 在留資格認定証明書交付申請時に作成することとなる参考様式1-6を踏まえると、下記の事項をあらかじめ明らかにしておくことが必要と考えられます。
 - ①雇用計画期間、②就業の場所、③従事すべき業務内容、④労働時間等、⑤休日、⑥休暇、⑦休憩、⑧賃金、⑨退職に関する事項、⑩その他